

233 昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等の在学年限又

は修業年限の臨時短縮に関する件改正公布

〔昭和二十年一月〕

(枢密院上奏ノ通)

内務大臣  
文部大臣  
大東亜大臣

文甲第四四号		案		昭和十九年十二月二十七日		(注記1)		(注記2)	
						閣定議	題字	行	昭和二十年一月六日
				裁可	題字	行	年希		
内閣總理大臣	花押(重光)	内閣書記官	花押(小磯)	内閣書記官	花押(稻田)	内閣書記官	花押(印)	内閣書記官	花押(印)
外務大臣	花押(重光)	海軍大臣	花押(采内)	大東亜大臣	花押(重光)	町田國務大臣	花押(見玉)	大東亜大臣	花押(印)
内務大臣	花押(大達)	司法大臣	花押(松原)	農商大臣	花押(島田)	兒玉國務大臣	花押(見玉)	内務大臣	花押(印)
大藏大臣	花押(石越)	文部大臣	花押(二宮)	軍需大臣	花押(吉田)	緒方國務大臣	花押(見玉)	大藏大臣	花押(印)
陸軍大臣	花押(杉山)	運輸通信大臣	花押(前田)	小林國務大臣	花押(小林)	枢密院議長男爵臣 鈴木貫太郎		陸軍大臣	花押(印)
厚生大臣	花押(山川)								

(注記3) (注記4) (注記5)

臣等昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等の在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件諮詢ノ命ヲ格ミ本月二十七日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ聖明ノ採択ヲ仰ク

昭和十九年十二月二十七日

勅令第〔四〕号

昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス

第一条第一項中「師範教育令」ノ下ニ「第四条」ヲ、「在学年限又ハ」ノ下ニ「師範学校男子部本科」ヲ加ヘ同条第二項中

「含ムモノトス」ヲ「含ムモノトシ師範教育令トアルハ台灣教育令及在關東州及滿洲國帝國臣民教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス」ニ改ム

附則第二項中「学生ニ付」ノ下ニ「師範学校男子本科」ヲ加

件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

上諭案

朕枢密院顧問ノ諮詢ヲ経テ昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ

ラレ然ルベシト認ム

御名 御璽

(加筆・朱書) (加筆・朱書) (加筆・朱書)

内閣總理大臣

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

(注記6) 昭和十九年十一月四日 内閣書記官(田中) 花押 内閣書記官(稻田) (三橋) (佐藤) (近江) (岩倉)  
内閣総理大臣 花押

(注記9) 昭和十六年勅令第九百二十四号中改正ノ必要ヲ認メ別紙勅令案  
ヲ具シ閣議ヲ請フ

(注記8)

外務大臣 花押(重光) 海軍大臣 花押(小健) 法制局長官 団

内務大臣 花押(重達) 司法大臣 花押(松坂) 大東亞大臣 花押(重光)

大蔵大臣 花押(石達) 文部大臣 花押(二宮) 農商大臣 花押(吉田) 児玉國務大臣 花押(児玉)

陸軍大臣 花押(杉山) 厚生大臣 花押(廣瀬) 軍需大臣 花押(島) 緒方國務大臣 花押(緒方)

運輸通信大臣 花押(前田) 花押(前田) 花押(吉田) 花押(児玉)

(注記10) 内閣総理大臣 小磯國昭殿 文部大臣 二宮治重 団

昭和十九年九月二十一日

勅令第 号

ヲ審議スルニ右ハ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラ  
レ可然ト認ム

追テ〔勅令案〕〔本件ハ板〕密院官制第六条第八号ノ勅令ナルヲ  
以テ枢密院ニ御諮詢相成可然ト認ム

### 勅令案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ昭和十六年勅令第九百二十四号大学学  
部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件  
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣  
〔抹消〕〔加筆〕文部大臣

文部大臣  
〔抹消〕〔加筆〕大東亞大臣

〔呈案附箋ノ通〕  
呈案附箋ノ通

(注記7) 発国五〇四号

昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス

第一条第一項中「師範教育令」ノ下ニ「第四条」ヲ「〔女子高  
等師範学校、〕〔加筆〕〔法制局〕在学年限又〔朱書〕〔法制局〕〔ママ〕」ノ下ニ「師  
範学校〔加筆・朱書〕〔法制局〕本科、」ヲ加〔加筆・朱書〕〔法制局〕  
ノ下ニ「師範学校〔加筆・朱書〕〔法制局〕本科、」ヲ加〔加筆・朱書〕〔法制局〕  
ス」ヲ「含ムモノトシ師範教育令トアルハ台灣教育令及在關東  
州及滿洲國帝國臣民教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス」ニ  
改ム

附則第二項中「〔女子高等師範学校、〕〔加筆・朱書〕〔法制局〕  
〔学生、付、、、、〕」ノ下ニ「師範学校〔加筆・朱書〕〔法制局〕本科、」ヲ加〔加筆・朱書〕〔法制局〕  
付則

本令ハ〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔法制局〕昭和二十年四月一日より之ヲ施行ス

### 理由

師範学校男子部本科ノ修学年限ハ〔抹消〕〔法制局〕去ル昭和十八年師範教育  
令改正ノ際之ヲ三年ニ延長シタルモ国民学校〔加筆・朱書〕〔法制局〕  
〔加筆・朱書〕〔法制局〕教員供給ノ調節ヲ図ル〔加筆・朱書〕〔法制局〕  
〔同〕〔抹消〕〔法制局〕同附則第三項ノ規定ニ依リ昭和十八年度及昭和十九年度  
ニ卒業スベキ者ニ付テハ之ヲ六月短縮シタル処

(加筆・朱書)〔法制局〕昭和二十年度以降ニ於テ〔印モ〕高等師範学校〔印其ノ他ノ〕専門学校等ノ修業年限〔ヲ〕〔印ト同様ニ之ヲ〕臨時短縮スル〔場合〕ハ師範学校本科ニ於テモ之ト同一ノ事由ニ依リ其ノ修業年限ヲ臨時短縮スル〔加筆・朱書〕〔法制局〕〔印〕ノ要アルニ

依ル〔参考〕

●昭和十六年勅令第九百二十四号

(大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件)

昭和十六年十月十六日  
勅令第九百二十四号

(改)正昭和十八年第一一二号、第二二三号

朕極密顧問ノ諮詢ヲ経テ大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム〔總理、文部、拓務大臣副署〕

第一条 大学令第十条、第十二条若ハ第十六条、師範教育令第

十四条若ハ第二十三条又ハ専門学校令第六条若ハ第八条第二項ノ規定ニ依ル大学学部等ノ在学年限又ハ高等師範学校、女子高等師範学校、青年師範学校若ハ専門学校ノ修業年限ハ夫

々六月以内之ヲ短縮スルコトヲ得

前項中大学令又ハ専門学校令トアルハ夫々朝鮮教育令、台湾教育令及在関東州及滿洲国帝国臣民教育令ニ於テ依ル場合ヲ

含ムモノトス

(注記11)

第二条 前条第一項ノ規定ニ依ル在学年限又ハ修業年限ノ短縮

ハ内地ニ在リテハ文部大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮総督、台灣ニ在リテハ台灣總督、関東州及滿洲国ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使之ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ大学学部等ノ在学年限ニ關シテハ昭和十七年四月以前ニ入学シ引続キ在学スル学生ニ付、高等師範学校、女子高等師範学校、青年師範学校又ハ専門学校ノ修業年限ニ關シテハ昭和〔二十二〕〔十九〕年四月以前ニ入学シ引續キ在学スル生徒ニ付之ヲ適用ス

附 則 (昭和十八年勅令第百十一号)

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大学予科又ハ高等学校高等科ニ在学スル生徒ニ付テハ其ノ修業年限ノ短縮ハ第一条ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

(参考)

●師範教育令  
(改)正昭和一八年第一九九号

昭和十八年三月八日  
勅令第百九号

朕極密顧問ノ諮詢ヲ経テ師範教育令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム〔總理、文部、大臣副署〕

第四条 本科ノ修業年限ハ三年トシ予科ノ修業年限ハ二年トス

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依ル師範学校ニ在学スル生徒及

権太庁師範学校ニ在学スル生徒ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ本  
令ニ依ル師範学校ノ生徒ト為ルモノトス

師範学校男子部本科ノ修業年限ハ昭和十八年及昭和十九年度ニ  
卒業スベキ生徒ニ付テハ六月之ヲ短縮ス

昭和二十一年度迄ニ師範学校女子部本科ニ入学シタル生徒（文  
部大臣ノ定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第四条ノ規  
定ニ拘ラズ二年トス

師範学校女子部ニハ当分ノ内文部大臣ノ定ムル所ニ依リ師範学  
校女子部ヲ卒業シタル者ノ為ニ專攻科ヲ置クコトヲ得

昭和十九年度迄ニ師範学校予科ニ入学シタル生徒（文部大臣ノ  
定ムル者ヲ除ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第四条ノ規定ニ拘ラ  
ズ三年トス

従前ノ規定ニ依ル師範学校ヲ卒業シタル者及権太庁師範学校ヲ  
卒業シタル者ハ本令ニ依ル師範学校ヲ卒業シタル者トス

本令施行ノ際現ニ存スル高等師範学校ノ修業年限二年ノ学科ハ  
現ニ在学スル生徒ニ付其ノ卒業スル迄之ヲ存置スルコトヲ得  
本令施行ノ際現ニ高等師範学校附属中学校又ハ女子高等師範学  
校附属高等女学校ニ在学スル生徒（文部大臣ノ定ムル者ヲ除  
ク）ニ付テハ其ノ修業年限ハ第十九条第一項ニ於テ準用スル中  
等学校令第七条ノ規定ニ拘ラズ仍従前ノ例ニ依ル

〔參照〕

●台灣教育令 勅令第二十号 大正十一年二月六日

改正 昭和八年第二四号、一〇年第四五号、十六年第二五五号、十八年第一一四号

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ台灣教育令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ  
ム（總理大臣副署）

第六条 師範教育ハ師範教育令中師範学校ニ關スル部分ニ依ル

附則（昭和十八年勅令第百十四号）

第一条 本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二条 師範学校ニハ當分ノ内特別ノ事情アル場合ニ於テ講習

科ヲ置クコトヲ得

講習科ノ修業年限及入学資格ニ關シテハ台灣總督ノ定ムル所  
ニ依ル

第三条 従前ノ規定ニ依ル師範学校普通科ハ本令施行ノ際現ニ  
之ニ在学スル生徒ノ為其ノ者ガ其ノ第二学年ヲ修了スル迄仍  
従前ノ規定ニ依リ之ヲ存置ス

前項ノ規定ニ依ル普通科第二学年ヲ修了シタル生徒ハ台灣教  
育令ニ於テ依ルコトヲ定メタル師範教育令ニ依ル師範学校予  
科第一学年ノ生徒ト為ルモノトス

第四条 師範学校男子部本科ノ修業年限ハ昭和十九年度ニ卒業  
スベキ生徒ニ付テハ六月之ヲ短縮ス

〔參照〕

●在閩東州及滿洲國帝國臣民教育令  
昭和十八年三月二十七日 勅令第二百十三号

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ在閩東州及滿洲國帝國臣民教育令ヲ裁  
可シ茲ニ之ヲ公布セシム（總理大臣副署）

第五条 師範教育ハ師範教育令中師範学校ニ關スル部分ニ依ル

昭和十六年勅令第九百二十四号中改正ノ件

(未審) (株消) (加筆・朱書)  
〔參〕 [照] [考]

●朝鮮教育令 昭和十三年三月四日 (總理、拓務)  
勅令第三百三号 (大臣副署)

第五条 師範教育ハ師範教育令中師範学校ニ関スル部分ニ依ル  
但シ同令中師範学校ニ關スル部分ノ文部大臣ノ職務ハ朝鮮総  
督之ヲ行フ

第二条第二項ノ規定ハ前項ノ場所ニ之ヲ準用ス

附 則

第七条 師範学校男子部本科ノ修業年限ハ昭和二十一年度迄ニ  
卒業スベキ生徒ニ付テハ六月之ヲ短縮ス但シ修業年限四年ノ  
師範学校予科ヲ修了シタル生徒及附則第八条ノ規定ニ依リ入  
学シタル生徒ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八条 昭和十九年度以降ニ於テハ從前ノ朝鮮教育令ニ於テ依  
ルコトヲ定メタル中学校令ニ依ル中学校若ハ中等学校令第二  
十条ノ規定ニ依ル中学校ノ第四学年ヲ修了シタル者又ハ朝鮮  
総督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタ  
ル者ハ師範教育令第五条又ハ從前ノ朝鮮教育令第七条ノ規定  
ニ拘ラズ師範学校男子部本科又ハ師範学校演習科ニ入学スル  
コトヲ得

昭和十九年十一月三十日

内務省管理局民政課長 荒木和成

荒木参事官殿

昭和十九年十一月二十七日

枢密院議長男爵 鈴木貫太郎

一 昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ修  
業年限ノ臨時短縮ニ關スル件中改正ノ件

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候條此段及通牒候也

満総第一五五五号

昭和十九年十一月三十日

大東亞省滿洲事務局總務課長 松尾 楢 (松尾印)

法制局

荒木参事官殿

昭和十六年勅令第九百二十四号中改正ノ件

今般文部省ニ於テハ昭和二十年度以降ニ於テ師範学校本科ヲ卒  
業スベキ者ニ付其ノ修業年限ノ臨時短縮ヲ圖ル為昭和十六年勅  
令第九百二十四号中改正ノ件請議相成タル處關東局管下師範學  
校ニ付テモ之ト同ジク其ノ修業年限ノ臨時短縮ヲ圖リ度ニ付テ  
ハ右勅令改正方何分ノ御取計相成度此段及御依頼

割印

法制局

割印

内閣總理大臣 小磯國昭殿

(注記2)  
〔印〕  
〔佐野〕

臣等昭和十六年勅令第九百二十四号大学学部等ノ在学年限又ハ修業年限ノ臨時短縮ニ関スル件中改正ノ件

諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十七日ヲ以テ審議シ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

昭和十九年十一月一十七日

枢密院議長男爵臣 鈴木貫太郎

勅令第 号

昭和十六年勅令第九百二十四号中左ノ通改正ス

第一条第一項中「師範教育令」ノ下ニ「第四条」ヲ、「在学年限又ハ」ノ下ニ「師範学校男子部本科」ヲ加ヘ同条第二項中「含ムモノトス」ヲ「含ムモノトシ師範教育令トアルハ台灣教育令及在關東州及滿洲國帝國臣民教育令ニ於テ依ル場合ヲ含ムモノトス」ニ改ム

附則第一項中「学生ニ付」ノ下ニ「師範学校男子部本科」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(注記1)

(注記3)  
〔印〕  
〔佐野〕

(注記4)  
〔朱書〕  
〔文甲〕(簿冊内件名番号)

(注記5)  
〔朱書〕  
〔御覽済〕

(注記6)  
〔朱書〕  
〔文甲〕四四〔御覽済内閣へ御下付〕昭和十九年十一月五日御下付  
〔印〕  
〔佐野〕

(注記7)  
〔伊藤〕  
〔荒木〕

(注記8)  
〔佐藤〕  
〔特令〕  
〔昭和十九年九月廿一日印〕 3 説明者文部書記官中根秀雄  
〔法制局〕  
〔佐藤〕

(注記9)  
〔伊藤〕  
〔荒木〕

(注記10)  
〔朱書〕  
〔文甲〕四四」

(注記11)  
〔加筆〕  
〔師四、附〕

〔公文類集 第六十九編 卷五十七 昭和二十年  
大學 学事門 中等學校 雜載 2A, 13, 2941〕